

平成 30 年度環境技術実証事業  
ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）  
実証要領（案）の主要な改訂点について

表 1 に、平成 29 年度実証要領から平成 30 年度実証要領（案）における主要な改訂点を示す。

表 1 平成 30 年度 実証要領（案）の主要な改訂点

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
1	p.5 第 1 部 本編 第 1 章 緒言	表 1-1 実証対象技術として想定される技術例  想定される技術：新規技術  技術の概要：上記目的に合致する新規性を有する技術。  <b>（具体例：窓用指向性反射フィルム）</b>	表 1-1 実証対象技術として想定される技術例  想定される技術：新規技術  技術の概要：上記目的に合致する新規性を有する技術。	窓用日射遮蔽・指向性反射フィルムを別途、実証対象技術として独立させたため、新規技術の具体例を削除した。
2	p.8 第 1 部 本編 第 2 章 実証実施体制	2. 実証運営機関 ・各実証機関の事業実施結果（実証報告書を含む）に関する評価を行う。 ・本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動を実施する。 ・技術分野の設定のための調査・検討を行う。 ・実証事業実施要領の改定案を作成する。 ・実証要領を策定又は改定し、環境省の承認を得る。 ・実証機関を公募・選定、環境省の承認を得る。  ・新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討を行う。	2. 実証運営機関 ・各実証機関の事業実施結果（実証報告書を含む）に関する評価を行う。 ・本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動を実施する。 ・技術分野の設定のための調査・検討を行う。 ・実証事業実施要領の改定案を作成する。 ・実証要領を策定又は改定し、環境省の承認を得る。 ・実証機関を公募・選定を <b>補助</b> し、環境省の承認を得る。  ・新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直しに関する検討を行う。	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロゴマーク及び実証番号の交付事務を補佐する。</li> <li>・必要に応じて、環境省の同意を得て、試験方法の技術開発を行う。</li> <li>・環境技術実証事業運営委員会を設置・運営する。</li> <li>・事業の円滑な推進のために必要な調査等を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロゴマーク及び実証番号の交付事務を補佐する。</li> <li>・必要に応じて、環境省の同意を得て、試験方法の技術開発を行う。</li> <li>・環境技術実証事業運営委員会を設置・運営する。</li> <li>・事業の円滑な推進のために必要な調査等を実施する。</li> </ul>	
3	p.8 第1部 本編 第2章 実証実施体制	<p>4. 実証機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証要領案を作成する。</li> <li>・実証手数料の詳細額を設定し、徴収する。</li> <li>・<b>企業等から実証対象技術を公募する。</b></li> <li>・実証対象とする技術の設定・審査を行う。</li> </ul>	<p>4. 実証機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証要領案を作成する。</li> <li>・実証手数料の詳細額を設定し、徴収する。</li> <li>・実証対象技術の<b>企業等からの募集の補助を行う。</b></li> <li>・実証対象とする技術の設定・審査を行う。</li> </ul>	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。
4	p.9 第1部 本編 第2章 実証実施体制	<p>5. 技術実証検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証機関が行う事務のうち、実証要領案の作成又は改定、実証対象とする技術の選定、実証計画の策定、技術の実証（試験の実施等）、実証報告書の作成等について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。</li> <li>・当該分野に関する専門的知見に基づき実証事業運営委員会を補佐する。</li> </ul>	<p>5. 技術実証検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証機関が行う事務のうち、実証要領案の作成又は改定、実証対象とする技術の選定<b>補助</b>、実証計画の策定、技術の実証（試験の実施等）、実証報告書の作成等について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。</li> <li>・当該分野に関する専門的知見に基づき実証事業運営委員会を補佐する。</li> </ul>	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。
5	p.10 第1部 本編 第3章 実証対象技術の募集	<p>第3章 実証対象技術の<b>公募</b></p>	<p>第3章 実証対象技術の<b>募集</b></p>	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
6	p.10 第 1 部 本編 第 3 章 実証対象技術の募集	1. 申請 実証申請者は、実証機関が行う実証対象技術の <b>公募</b> に対して、申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請すべき内容は、以下に示す項目とする。実証申請者は、以下に示す項目を実証申請書“様式第 1 から様式第 4”に記入するとともに、指定された書類を添付して、実証機関に対し申請を行うものとする。なお、申請は技術・製品ごとに行うものとする(同一製品で異なった技術を用いている場合は、技術毎に申請を行うこととする)。	1. 申請 実証申請者は、実証機関が行う実証対象技術の <b>募集</b> に対して、申請者が保有する技術・製品の実証を申請することができる。申請すべき内容は、以下に示す項目とする。実証申請者は、以下に示す項目を実証申請書“様式第 1 から様式第 4”に記入するとともに、指定された書類を添付して、実証機関に対し申請を行うものとする。なお、申請は技術・製品ごとに行うものとする(同一製品で異なった技術を用いている場合は、技術毎に申請を行うこととする)。	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。
7	p.10 第 1 部 本編 第 3 章 実証対象技術の募集	【申請書類様式第 1 から様式第 4 に記入する内容】 4) コスト概算、開発状況・納入実績、その他(特記すべき事項)	【申請書類様式第 1 から様式第 4 に記入する内容】 4) コスト概算、 <b>商業化</b> ・開発状況・納入実績、その他(特記すべき事項)	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。
8	p.10 第 1 部 本編 第 3 章 実証対象技術の募集	*1: 目標値は、平成 29 年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野「建築物外皮による空調負荷低減等技術 実証要領」 第 1 部第 4 章 1 の表 4-1 (p.13 参照) に示す◎の実証項目による性能値を指し、1 項目以上(ただし、耐候性試験後、屋外暴露試験後および環境負荷・維持管理等性能の実証項目は除く)を選び、記載頂くものである (p.46 参照)。なお、目標値は参考資料の取扱いであり、実証の判定等に用いられるものではない。	*1: 目標値は、表 3-1 に示す実証対象技術毎に設定された実証項目の種類について、宣言値を記入する。なお、目標値は参考資料の取扱いであり、実証の判定等に用いられるものではない。  表 3-1 申請書類に目標値(宣言値)として記入される実証対象技術毎の実証項目の種類  表の追加(表は省略)	・目標値に関する注釈の文言を変更。 ・実証申請者に申請時に、申請書に記載頂く目標値について、実証対象技術に対する実証項目の種類を表(表 3-1)を追加。

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
9	p.11 第 1 部 本編 第 3 章 実証対 象技術の募集	<p>2. 対象技術の審査</p> <p>(1) 形式的要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請された技術が環境技術に該当するか</li> <li>申請内容に不備はないか</li> <li>商業化段階にある技術か（普及段階にある技術または商品化計画が立てられている技術であるか）</li> </ul> <p>(2) 実証可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか</li> <li>実証計画が適切に策定可能であるか</li> <li>試験に係る手数料を実証申請者が負担可能であるか</li> </ul> <p>(3) 環境保全効果等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか</li> <li>副次的な環境問題等が生じないか</li> <li>十分な環境保全効果が見込めるか</li> <li>先進的な技術であるか</li> </ul> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術の実証を遂行するうえで、本事業に対する悪影響（実証の意味を故意に誤認させる広告を制作するなど）を及ぼす恐れがないか</li> <li>実証対象技術申請にあたり、関連製品との係争を生じる恐れがないか（申請にあたり、関連製品との調整が済んでいるか）</li> </ul>	<p>2. 対象技術の審査</p> <p>(1) 前提となる要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請された技術が環境技術に該当するか</li> <li>(・ 削除)</li> <li>商業化段階にある技術か（普及段階にある技術または商品化計画が立てられている技術であるか）</li> </ul> <p>(2) 実証可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか</li> <li>実証計画が適切に策定可能であるか</li> <li>試験に係る手数料を実証申請者が負担可能であるか</li> </ul> <p>((3) 削除)</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術の実証を遂行するうえで、本事業に対する悪影響（実証の意味を故意に誤認させる広告を制作するなど）を及ぼす恐れがないか</li> <li>実証対象技術申請にあたり、関連製品との係争を生じる恐れがないか（申請にあたり、関連製品との調整が済んでいるか）</li> </ul>	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
10	p.13 第 1 部 本編 第 4 章 試験の方法	<p>1. 実証項目及び参考項目並びにその他測定項目の設定</p> <p>表 4-1 実証対象技術別の実証項目一覧</p> <p>(表は省略)</p>	<p>1. 実証項目及び参考項目並びにその他測定項目の設定</p> <p>表 4-1 実証対象技術別の実証項目一覧</p> <p>(表は省略)</p> <p>※表の項目等を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証対象技術として、以下の技術項目を追加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○窓 2 窓用低放射フィルム</li> <li>○窓 3 窓用日射遮蔽・指向性反射フィルム</li> </ul> </li> <li>・上述の技術追加に伴い、技術の番号を変更(窓 4~11)。</li> <li>・屋 5 屋根・屋上用保水性建材の番号を屋 4 に変更。</li> <li>・指向性反射性能に関する測定項目及び注記を追加。</li> </ul>
11	p.14 第 1 部 本編 第 4 章 試験の方法	<p>2. 実証項目の試験方法及び数値計算方法</p> <p>2.1 実証項目の試験方法</p> <p>表 4-2 実証項目と試験方法の関係</p> <p>(表は省略)</p> <p>上表に示す試験方法のうち、JIS に規定されていない試験方法の詳細を以下に示す。</p>	<p>2. 実証項目の試験方法及び数値計算方法</p> <p>2.1 実証項目の試験方法</p> <p>表 4-2 実証項目と試験方法の関係</p> <p>(表は省略)</p> <p>※表の項目を追加</p> <p>上表に示す試験方法のうち、JIS に規定されていない番号 17~21 の項目の試験方法の詳細を以下に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目番号を追加</li> <li>・指向性反射性能に関する項目(半球日射反射率、上方日射反射率、下方日射反射率、日射透過率、日射熱取得率)を追加。試験方法として、「申請者の提出データを技術実証検討会において審査することによって認められる実証項目」を追記。</li> <li>・実証要領に示す JIS に規定されていない試験方法の対象を明確化。</li> </ul>

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
12	p.19 第 1 部 本編 第 4 章 試験の 方法	表 4.5 性能劣化の把握に関する試験 (平成 21～28 年 度の例)  (表は省略)  実証対象技術 窓用日射遮蔽フィルム 窓用日射遮蔽コーティング材 窓用日射遮蔽ファブリックシート 窓用日射遮蔽網戸 屋根用日除けシート 開口部用後付建材	表 4.5 性能劣化の把握に関する試験 (平成 21～29 年 度の例)  (表は省略) <b>※実証対象技術の追加</b>  実証対象技術 窓用日射遮蔽フィルム 窓用日射遮蔽コーティング材 窓用日射遮蔽ファブリックシート 窓用日射遮蔽網戸 屋根用日除けシート 開口部用後付建材 <b>窓用日射遮蔽・指向性反射フィルム</b>	窓用日射遮蔽・指向性反射フ ィルムを追加
13	p.33 第 1 部 本編 第 4 章 試験の 方法	2.2 数値計算で算出する実証項目の前提条件 表 4-19 電力量料金単価の設定値  (表は省略)  【大阪】(単位：(円/kWh)) 住宅：29.26 オフィス：夏季 17.22、その他季 16.17 工場：夏季 15.85、その他季 14.92	2.2 数値計算で算出する実証項目の前提条件 表 4-19 電力量料金単価の設定値  (表は省略) <b>※大阪の電気料金を変更</b>  【大阪】(単位：(円/kWh)) 住宅：26.19 オフィス：夏季 14.13、その他季 13.08 工場：夏季 12.76、その他季 11.83	大阪 (関西電力) の電力量料 金単価 (円/kWh) の変更を反 映。

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
14	p.34 第 1 部 本編 第 4 章 試験の方法	<p>3. 試験実施上の留意点</p> <p>3.2 データの管理、分析、表示</p> <p>試験から得られるデータは、遮蔽係数、熱貫流率といった定量データに加え、施工上の留意点などの定性データがある。これらの管理、分析、表示方法は以下のとおりである。</p> <p>(1) データ管理</p> <p>データは、第 2 部 第 5 章 4.3 文書及び記録の管理(P.58 参照) に示すように、確実に管理されなければならない。</p>	<p>3. 試験実施上の留意点</p> <p>3.2 データの管理、分析、表示</p> <p>試験から得られるデータは、遮蔽係数、熱貫流率といった定量データに加え、施工上の留意点などの定性データがある。これらの管理、分析、表示方法は以下のとおりである。</p> <p>(1) データ管理</p> <p>試験に関連するデータは、識別し、適切に収集し、見出し付け、利用方法を定め、ファイリングし、保管期間を定め、維持及び適切に廃棄する。特に、試験データ原本の記録、監査の追跡ができるようなデータ及び情報、校正の記録、職員の記録、発行された個々の報告書及び校正証明書のコピーを、定めた期間保管する。</p>	<p>環境省と実証運営機関 [(一社) 産業環境管理協会] の協議結果により、第 2 部第 5 章「実証機関において構築することが必要な品質管理システム」の削除に伴う変更。旧第 2 部第 5 章 4.3 より、データ管理に関し、該当する箇所を抜粋して記入。</p> <p>(平成 30 年度事業実施要領において、「付録」に「実証機関において構築することが必要な品質管理システム」の内容を記載する規定がないことと、記載内容に ISO 14034 との整合において誤解を受ける部分があるため、環境省と協議の上、本年度の実証要領から削除することとなった。)</p>

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
15	p.38 第 1 部 本編 第 6 章 実証報告書	<p>1. 基本構成</p> <p>○実証報告書（詳細版）</p> <p>○全体概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.実証対象技術の概要</li> <li>2.実証の概要</li> <li>3.実証結果</li> <li>4.参考情報</li> </ol> <p>○本編</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.実証の概要と目的</li> <li>2.実証参加組織と実証参加者の責任分掌</li> <li>3.実証対象技術の概要（参考情報）</li> <li>4.実証の内容</li> <li>5.実証試験結果と検討</li> </ol> <p>○付録</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.データの品質管理</li> <li>2.データの管理、分析、表示</li> <li>3.監査</li> <li>4.用語の定義</li> </ol> <p>○資料編</p>	<p>1. 基本構成</p> <p>○実証報告書（詳細版）</p> <p>○全体概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.実証対象技術の概要</li> <li>2.実証の概要</li> <li>3.実証結果</li> <li>4.参考情報</li> </ol> <p>○本編</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.実証の概要と目的</li> <li>2.実証参加組織と実証参加者の責任分掌</li> <li>3.実証対象技術の概要（参考情報）</li> <li>4.実証の内容</li> <li>5.試験結果と検討</li> <li>6.空調負荷低減性能（数値計算）の参考</li> </ol> <p>○付録</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.データの品質管理</li> <li>2.データの管理、分析、表示</li> <li>3.監査</li> <li>4.用語の定義</li> </ol> <p>○資料編</p>	平成 29 年度の実証報告書の構成に合わせて変更。

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
16	p.38 第 1 部 本編 第 6 章 実証報告書	2. 表紙及びヘッダー 報告書の表紙には、実証番号及び ETV 個別ロゴマークを明記する。また表紙には実証機関名称、実証申請者の名称、実証技術の商品名・呼称等、実証番号をロゴマークとは別に文字データ（テキストデータ）にて記載する。実証番号は、環境省より交付するものを用いるが、報告書作成段階でロゴマークのデータ未入手の段階では表示スペースを確保しておく。ヘッダーは全ページに ETV 共通ロゴマークを明記する。表紙と同様に、ロゴマークのデータ未入手の段階では表示スペースを確保しておく。	2. 表紙及びヘッダー 報告書の表紙には、実証番号及び ETV 個別ロゴマークを明記する。また表紙には実証機関名称及び所在地、実証申請者の名称及び所在地、実証技術の商品名・呼称等、実証番号をロゴマークとは別に文字データ（テキストデータ）にて記載する。実証番号は、環境省より交付するものを用いるが、報告書作成段階でロゴマークのデータ未入手の段階では表示スペースを確保しておく。ヘッダーは全ページに ETV 共通ロゴマークを明記する。表紙と同様に、ロゴマークのデータ未入手の段階では表示スペースを確保しておく。 <b>ロゴマークを入手し、表示する際はロゴマークの発行日も記載する。</b>	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。
17	p.42 第 2 部 付録 第 1 章 環境技術実証事業の概要	1. 目的 環境技術実証事業は、既に <b>適用可能な段階にありながら、その環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、環境保全効果等</b> を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等に当たり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。	1. 目的 環境技術実証事業は、既に <b>実用化された先進的環境技術</b> の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等に当たり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
18	p.42 第 2 部 付録 第 1 章 環境技術実証事業の概要	<b>3. 実施体制</b> 本実証事業においては、実証手法・体制が確立するまでの間は、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を負担する(「国負担体制」)。しかしながら、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から 2 年間程度を目安として、技術実証を受けることを申請する者(開発者、販売店等。「実証申請者」)から手数料を徴収する体制(「手数料徴収体制」)に移行する。	(3. 削除)	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。
19	p.42 第 2 部 付録 第 1 章 環境技術実証事業の概要	<b>4. 対象技術分野</b>	<b>3. 対象技術分野</b>	項番号の変更
20	p.42 第 2 部 付録 第 1 章 環境技術実証事業の概要	<b>5. データの活用</b>	<b>4. データの活用</b>	項番号の変更
21	p.42 第 2 部 付録 第 1 章 環境技術実証事業の概要	<b>6. 実施方法に関する特例措置</b> 環境省は、国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、なお解決すべき課題がある場合には、上記 3. 実施体制の規定によらず、それらの課題の解決を優先し、国負担体制を継続することができる。ただし、この場合においても、環境技術実証事業運営委員会及び技術実証検討会の助言を踏まえ、最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数料徴収体制の確立に努めることとする。	(6. 削除)	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
22	p.42 第 2 部 付録 第 1 章 環境技術実証事業の概要	7. 情報公開等に関する基本的考え方	5. 情報公開等に関する基本的考え方	項番号の変更
23	p.42 第 2 部 付録 第 1 章 環境技術実証事業の概要	<p>8. <b>ISO 14034・ISO17020</b> への対応</p> <p>環境省は、<b>ISO14034 に準拠した文書</b>として本要領を作成する。ISO14034 が改定等された場合は、環境省は本要領の改定を検討するものとする。</p> <p>また、実証機関が実証を行う際には、ISO14034 及び ISO/IEC17020 の要求事項を適用し、要求事項に対する適合性が担保されなければならない。</p> <p>実施体制は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>国負担体制</b>：テーマ自由枠（原則）</li> <li>○ <b>手数料徴収体制</b>：</li> </ul> <p>中水力発電技術分野 自然地域トイレ処理技術分野 有機性排水処理技術分野 閉鎖性海域における水環境改善技術分野 湖沼等水質浄化技術分野 ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術） ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）</p>	<p>6. <b>ISO 14034</b> への対応</p> <p>環境省は、<b>本事業の実施に当たって</b>本要領を作成する。なお、<b>環境技術実証事業実施要領 第 8 章から第 12 章に定めた手順については ISO14034 に準拠する。</b></p> <p>ISO14034 が改定等された場合は、環境省は本要領の改定を検討するものとする。</p> <p>また、実証を行う際には、<b>実証機関は ISO14034 及び ISO/IEC17020 の要求事項を適用し、要求事項に対する適合性が担保されなければならない、試験データは ISO/IEC17025 の要求事項に従って生成及び報告されていなければならない。</b></p> <p>実施体制は以下のとおり。</p> <p>テーマ自由枠</p> <p>中水力発電技術分野 自然地域トイレ処理技術分野 有機性排水処理技術分野 閉鎖性海域における水環境改善技術分野 湖沼等水質浄化技術分野 ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術） ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）</p>	平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
24	p.46 第 2 部 付録 第 2 章 申請書 類様式	様式 1 実証申請書 ○製品が該当する技術  (表は省略)	様式 1 実証申請書 ○製品が該当する技術  (表は省略)  ※表の項目等を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の技術を追加。 <ul style="list-style-type: none"> <li>2 窓用低放射フィルム</li> <li>3 窓用日射遮蔽・指向性反射フィルム</li> </ul> </li> <li>上述の変更に伴い、以降の番号を全体的に修正。</li> <li>「開口部後付建材」を表 3-1 との整合性をとり、「その他」に変更した。注釈に、“16 その他”の技術としては、開口部用後付建材などが該当する旨を追記。</li> </ul>
25	p.46 第 2 部 付録 第 2 章 申請書 類様式	様式 1 実証申請書 ○技術の特徴  (表は省略)  ※2：平成 29 年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野「建築物外皮による空調負荷低減等技術実証要領」 第 1 部第 4 章 1 の表 4-1 に示す◎の実証項目の中から 1 項目以上を選び、ご記載ください。ただし、耐候性試験後、屋外暴露試験後および環境負荷・維持管理等性能の実証項目は除きます。	様式 1 実証申請書 ○技術の特徴  (表は省略)  ※2：平成 30 年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野「建築物外皮による空調負荷低減等技術実証要領」 第 1 部第 3 章 1 の表 3-1 に示す実証対象技術毎に設定された実証項目の種類について、目標値（宣言値）をご記入ください。	目標値に関する注釈の文言を変更
26	p.52～57 第 2 部 付録 第 4 章 実証報告書(概要版)フォーム	(略)	(略)  ※実証報告書フォームを変更	平成 29 年度に使用した実証報告書(概要版)のフォームに変更。

No.	改訂箇所	改訂前 (平成 29 年度実証試験要領)	改訂後 (平成 30 年度実証要領(案))	備考
27	—	第 5 章 実証機関において構築することが必要な品質管理システム	(第 5 章 削除)	環境省と実証運営機関 [(一社) 産業環境管理協会] の協議結果により削除。 (平成 30 年度事業実施要領において、「付録」に「実証機関において構築することが必要な品質管理システム」の内容を記載する規定がないことと、記載内容に ISO 14034 との整合において誤解を受ける部分があるため、環境省と協議の上、本年度の実証要領から削除することとなった。)
28	p.58 第 2 部 付録 第 5 章 個別ロゴマーク	第 6 章 個別ロゴマーク	第 5 章 個別ロゴマーク	平成 29 年度実証要領の第 5 章削除に伴う章番号の変更。
29	p.59 第 2 部 付録 第 6 章 環境技術実証事業実施体制	第 7 章 環境技術実証事業実施体制	第 6 章 環境技術実証事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度実証要領の第 5 章削除に伴う章番号の変更。</li> <li>平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。</li> </ul>
30	p.60 第 2 部 付録 第 7 章 環境技術実証事業の流れ	第 8 章 環境技術実証事業の流れ	第 7 章 環境技術実証事業の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度実証要領の第 5 章削除に伴う章番号の変更。</li> <li>平成 30 年度環境技術実証事業実施要領の改定に伴う変更。</li> </ul>